

「会社法改正に関する意見」概要

総論

- 会社法は上場会社から中小同族会社まで多様な会社のルールを定める基本法。株式の所有と経営が一致する中小企業では、株主と会社の利害調整が必要なく、会社法の強い規制は不要
- 今般の中間試案では、**株主総会資料の電子化など社会の変化に対応するものは評価しており、また、ガバナンス強化の必要性は理解する。**ただし、理念先行の改正ではなく、**会社法の主要ユーザーである会社に実際に利用される改正**となるよう、企業の自主性を重視し、企業の経営と実務の**現場の実態を十分に踏まえ、使い勝手の良い制度とすべき**

経緯

時期	内容
2015年5月(H27)	改正会社法が施行。附則として、 施行後2年を経過した段階で、必要があれば社外取締役を置くことの義務付け等の措置を講じる
2017年2月(H29)	法務大臣より法制審議会に対し諮詢
2017年4月	法制審議会会社法(企業統治等関係)部会の設置、検討開始
2018年2月(H30)	「会社法(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」公表
2018年9月頃	会社法改正要綱の答申(予定)
2019年(H31)	通常国会に会社法改正法案を提出(予定)



↑(法制審議会の様子)

株主総会資料の電子提供制度

【試案の内容】

- 原則書面で提供しなければならない株主総会資料を、定款の定めがあればインターネットで提供可能。ただし、上場会社は義務付け
- インターネットで株主総会資料を提供する日を、株主総会前のいつまでに開始するかを検討(従来の株主総会2週間前よりも前倒しすることを検討)
- ITが苦手な株主もいるため、希望する株主には、株主総会資料を書面にて交付 等

【すべての株式会社で、定款の定めがあれば利用可能】

【会議所の意見】

- 電子提供制度の整備は、**基本的に賛同**。ただし、株主数が少ない上場会社にとって、電子提供措置のメリットを十分に享受できないため、**義務化ではなく会社が任意で選択できるようにすべき**
- 電子提供開始日は、株主総会資料の準備が間に合わない懸念があるため、現行の招集通知の発送期限と合わせ、**2週間前とすべき**
- 定款の定めにより株主総会資料を書面にて交付をしないことも可能にすべき**

株主提案権

【試案の内容】

- 数による制限：濫用的な株主提案を防ぐため、株主が提案できる議案数を5個または10個に制限する制度の創設
- 内容による制限：名誉侵害又は侮辱目的や、株主共同の利益を害する提案等を制限
- 株主提案の持株要件の見直し、行使期限の前倒しを検討

【すべての株式会社が対象】

【会議所の意見】

- 数による制限を定めることに賛成**
会社提案の一般的な議案数を考慮し、提案者以外の株主とも対話を充実させるために**3~5個が妥当**(米国では株主1名あたり1件に制限)
- 内容による制限を定めることに賛成**
- 株主提案の持株要件である議決権300個について、廃止又は引上げ。行使期限は前倒しえべき

社外取締役設置の義務付け

【試案の内容】

- 社外取締役の設置を義務付けることを検討

【非公開会社などは対象外】

【会議所の意見】

- 義務付けをする必要なし**。上場企業に対するコーポレート・ガバナンス・コード適用からまだ間もない。現在、社外取締役の設置は急速に進展、また経営への効果や課題を検証する段階であり、**企業努力を見守るべき**
- 経営判断の迅速性等を重視し、別の方法でガバナンスを強化している会社にとって、義務付けは規制強化。また、人材が不足する中での**義務付けは、形式的な社外取締役の選任により制度の形骸化を招くおそれ**

会社補償

【試案の内容】

- 会社法に規定のない会社補償に関する規定を創設
- 会社・取締役間の利益相反を解消するために検討
- 補償契約の内容の決定について、株主総会又は取締役会の決議が必要
- 補償契約の内容を事業報告で開示

【すべての株式会社で利用可能】

【会議所の意見】

- 経産省の解釈指針等に則り、実務上問題なく運用されており、**規定を設ける必要はない**
- 規定が設けられる場合は、事業報告での開示は**正当な補償を妨げない範囲にとどめるべき**。費用や損失の額、その相手方等、細かい項目は開示として不適当

【会社補償】役員個人が業務の遂行に起因して損害賠償請求や刑事訴追を受けた訴訟費用、損失について、会社が一定の場合に負担する契約

役員等賠償責任保険(D&O保険)契約

【試案の内容】

- 会社法に規定のない役員等賠償責任保険(D&O保険)契約に関する規定を創設
- 会社・取締役間の利益相反を解消するために検討
- 保険契約の内容の決定について、株主総会又は取締役会の決議が必要
- 保険契約の内容を事業報告で開示

【すべての株式会社で利用可能】

【会議所の意見】

- 経産省による解釈指針や国税庁の通達に則り、実務上問題なく運用されているため、**規定を設ける必要はない**
- 保険金額、保険料、保険給付額等、細かい**開示は**、経営ノウハウの外部流出に等しく、必要のない訴訟を招くリスクもあるため**強く反対**

【D&O保険】会社が契約者、役員が被保険者となり、役員個人が業務の遂行に起因して損害賠償請求を受けた訴訟費用、損失について、保険契約に則り保険給付を受けられる制度

取締役の報酬等

【試案の内容】

- 取締役個人別報酬等の決定の再一任
- ・現行実務では、取締役の個人別報酬の決定は、株主総会から委任を受けた取締役会が、さらに社長等に再一任し、社長等が決定している。この再一任に手続きを必要とする検討(現行は手続き不要)**【取締役会設置会社が対象】**

- 株式報酬等
- ・現行実務のように、役員報酬債権と株式等を相殺しなくても、株式等を報酬として交付できるようにすることを検討

【すべての株式会社で利用可能】

- 取締役の個人別報酬等を事業報告に開示

【非公開会社は対象外】

【会議所の意見】

- 手続きを設ける必要はない**。近親者あるいは近い関係者で構成される取締役会を持つ中小企業に対して、取締役会の決議を求めるに疑問

【会議所の意見】

- 規定を設ける必要はない**。裏付けのない資本金の増加や、中小企業では思わぬ支配権の拡大・移転により、経営の安定性が毀損される

【会議所の意見】

- 強く反対**。プライバシーの問題や、内紛の懸念

その他

【試案の内容】

- 株式交付
- ・現行は100%子会社の場合のみ、「募集株式の発行等」に関するルールは適用除外。今回、議決権50%以上の取得で子会社化する場合も適用除外とし、組織再編を促す制度を創設

【すべての株式会社で利用可能】

- 議決権行使書面の閲覧等
- ・株主による議決権行使書面の閲覧・謄写請求を会社が拒絶できる規定を創設

【すべての株式会社が対象】

【会議所の意見】

- 制度を設けることを歓迎**。親会社が子会社の議決権の40%以上を取得し実質的な支配が及ぶ場合や、子会社化後に追加の株式取得でも本制度の利用を可能とすべき

【会議所の意見】

- 賛成**。適切に議決権が行使されたかを確認する以外の目的で、議決権行使書面を閲覧・謄写することは権利濫用